

答 申 個 第 6 1 号
平成28年10月21日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年12月10日付け行コ第25号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「私が各所に持ち込んだ」戸籍の謄本及び戸籍の附票の写しの個人情報開示請求を却下処分した事案（諮問個第101号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年9月16日に、実施機関の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により「●（○の同字）と○（常用漢字）が混在している「私が各所に持ち込んだ」戸籍の謄本を情報開示して欲しい。一方、戸籍の附票については、番地について六でも七でも読める「六」と書いたものを情報開示して欲しい」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 実施機関は、本件請求について、権利の濫用に当たるため、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年10月2日付けでその旨及びその理由を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年11月20日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示請求却下処分通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

異議申立人が請求している公文書は、以下のとおりである。

ア ●と○が混在している戸籍謄本（以下「本件請求ア」という。）

イ 番地について六でも七でも読める「六」と書いた戸籍の附票（以下「本件請求イ」という。）

(2) 本件請求を却下とした理由について

本件請求に係る公文書ア及びイについて、当職は、既に、平成27年8月4日に異議申立人からなされた「H27, 7, 3F・人事部教育担当部門に職員の教育資料として直接持ち込んだ11枚くらいの文書」という個人情報開示請求において、異議申立人の除籍謄本のコピー及び附票の写しのコピーを含む「平成27年7月1日に異議申立人が行財政局人事部人事課に直接持ち込んだ文書の写し（7件）」という公文書を特定し、同年8月21日に京都市指令行コ第14号の開示決定通知書を交付し、同日、全部開示している。

本件請求アに係る公文書については、さらに、平成27年8月28日に異議申立人からなされた「謄本（含む除籍）に「●と○」が混存（改変？）しているもの」という個人情報開示請求において、異議申立人の除籍謄本のコピーである「平成27年7月1日に異議申立人が行財政局人事部人事課に直接持ち込んだ文書の写し（3件）」という公文書を特定し、同年9月18日に京都市指令行コ第16号の開示決定通知書を交付し、同日、全部開示している。

上記のとおり、本件請求に係る公文書は、既に異議申立人に開示しており、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを知るための権利である個人情報開示請求権については、十分な対応を行っている。

異議申立人は本件請求以外にも、既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、繰り返し請求を行っていることから、もはや繰り返し請求することに正当な理由は認められない。

また、異議申立人は、本件請求イに係る公文書について、既に当職が保有していること及びその内容を、十分に熟知しているにもかかわらず、「番地について六でも七でも読める「六」と書いた戸籍の附票」と修飾語を付け、異議申立人の当該文書に対する主観的な評価を加えて開示を求めており、本件請求は、もはや個人情報の開示を求めるものではなく、異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的にしたものと言わざるを得ない。

以上の理由により、本件請求は、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離したものであり、権利の濫用に当たるとして却下したものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

西京区は2度3度と請求した。多い時は10回位開示してくれた。同じ京都市なのに、却下理由がおかしい。

繰り返し請求している一番の理由は、●と○が混在（改変）されているなら、「正しい訂正」をさせるためです。正式に認めないから、認めるまで請求してどこが悪い。権利の乱用なんかしていない。京都市が不作為の権利を乱用しているだけだ。

私の主観を認めさせる目的ではありません。京都市の職員の主観や総務省の主観を修飾語？

につけているだけです。従って権利の乱用ではありません。

今後の目的は腐った京都市を職員を少しでも良くしたいのです。目的は自主的にルールを守らせることです。当然のことです。ルール通りの訂正をさせただけです。普通のことです。却下を乱発して権利の濫用をしているのは京都市の方である。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

ア 異議申立人の請求は、「●（○の同字）と○（常用漢字）が混在している戸籍謄本」及び「番地について六でも七でも読める「六」と書いた戸籍の附票」である。

通常、戸籍については、その謄本を区役所の市民窓口課において交付することとなっている（戸籍法第12条の2，同法第10条第1項）。同様に、附票についても、区役所の市民窓口課においてその写しを交付することとなっている（住民基本台帳法第20条，住民基本台帳法施行令第19条）。一般的には、「戸籍謄本」といえば、区役所で交付された戸籍謄本を、「附票」といえば、附票の原本そのものを指すものである。

しかし、異議申立人と西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）との間で戸籍及び除籍の文字の更正等について争いになっていること、また異議申立人が個人情報開示請求書に「私が各所に持ち込んだ」と記載していることから、異議申立人のいうところの戸籍謄本及び附票とは、異議申立人がコンプライアンス推進室に持ち込んだ、異議申立人に係る除籍謄本及び附票の写しそれぞれのコピーであると考えられる。

なお、異議申立人は、請求書に「戸籍」と記載しているが、コンプライアンス推進室に持ち込んだものは除籍謄本のコピーである。戸籍と除籍は法的には別のものであるが、一般的に戸籍制度全体の中に、戸籍謄本も除籍謄本も含まれて解されていることから、異議申立人は、除籍謄本のコピーを指して「戸籍」と請求書に記載したものと推察される。

イ 実施機関の説明によれば、コンプライアンス推進室は、異議申立人が持ち込んだ除籍謄本のコピーについて、平成27年8月4日付け及び同月28日付けの個人情報開示請求に基づき平成27年8月21日及び同年9月18日に、附票の写しのコピーについては、平成27年8月4日付けの個人情報開示請求に基づき同月21日に、それぞれ異議申立人に全部開示している。当審査会は、このことを各請求の個人情報開示請求書及び個人情報開示決定通知書により確認した。

ウ コンプライアンス推進室は、平成26年10月21日の異議申立人からの「西京区とのトラブルについてコンプラに公益通報（？）しました。つきましては直近までのすべての文書を（保存中の文書すべてを）情報公開して下さい」との個人情報開示請求に対して、異議申立人がそれまでに持ち込んだ全ての文書を平成26年11月11日付けで全部開示しており、これ以降、本件請求の日までに異議申立人からコンプライアンス推進室に持ち込まれた文書はない。

エ 異議申立人は、異議申立書において「繰り返し請求している一番の理由は」と述べており、繰り返しの請求であることを認識していると認められる。

オ 以上の状況から、本件請求について、異議申立人は、既に開示を受けている公文書について、繰り返し開示を請求しているものと認められる。

(2) 異議申立人による多数の個人情報開示請求等について

異議申立人は、平成25年度以後、多数の個人情報開示請求及び異議申立てを繰り返しており、そうした状況の下、当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において以下のとおり判断した。

ア 異議申立人は、平成25年度から実施機関に対して、条例に基づく個人情報開示請求を多数行っており、それらに対する決定の多くに不服申立てを行ってきた（平成27年2月末時点において、請求件数は、平成25年度58件、平成26年度77件、異議申立て件数は累計で45件）。その中には、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられた。

イ 異議申立人の「修飾語」は文書の特定にとって必要な文書内容を説明するためのものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで異議申立人の当該文書に対する主観的評価を加えているものである。異議申立人は実施機関に開示決定を行わせることで、当該文書が異議申立人の主観的評価である「修飾語」に該当する文書であり、自身の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ない。

ウ 異議申立人が繰り返し請求することに正当な理由が認められず、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する目的によるものと認めざるを得ない。

エ 「修飾語」を付したものはもとより、「修飾語」を付していない場合であっても、既に異議申立人に開示済みであることにより異議申立人が保有していることが明らかな文書について開示を求めてきた場合は、権利の濫用に当たり、実施機関は当該請求を却下し得る。

(3) 本件処分について

ア 異議申立人がこれまで行った請求の件数は、平成25年度が58件、平成26年度が100件、平成27年度が42件、平成28年度が平成28年8月末現在で17件に上る。ただし、審査請求人は1通の個人情報開示請求書に複数の文書所管課に宛てた請求をする場合もあるため、所管課別の請求件数はこの件数をさらに上回っている。

また、異議申立人がこれまで行ってきた開示決定等に対する不服申立ての件数は平成28年8月末現在で96件である。

異議申立人による多数の個人情報開示請求及び不服申立ての中には、「修飾語」が付されたものが多くを占め、また、同一の文書が繰り返し請求されている。

本件請求は、上記(1)イ、ウ、エ及びオで述べたように、繰り返し開示を請求しているものである。異議申立人は、コンプライアンス推進室に自ら持ち込んだ本件請求に係る公文書を含む全ての文書について既に開示を受けており、本件請求に係る公文書を繰り返し請求することにもはや正当な理由があるとは認められない。

イ 異議申立人は、異議申立書の中で、「繰り返し請求している一番の理由は、「正しい訂正」をさせるためです。正式に認めないから、認めるまで請求してどこが悪い。」と述べている。

しかし、個人情報の開示請求権は、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを確認するための権利である。

異議申立人が以前に持ち込み、実施機関が保有している、戸籍謄本のコピーや附票の写しのコピーの個人情報開示請求を繰り返す目的は、市民窓口課が行った異議申立人の戸籍及び除籍の文字の更正等について、「正しい訂正」がなされなかったことを実施機関に認めさせるとのことであるから、条例が想定する開示請求権の目的から逸脱していると言わざるを得ない。このような目的の下で、繰り返しによる開示請求権を行使することは、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離した権利の濫用に当たるものと言わざるを得ない。

ウ したがって、本件請求は、権利の濫用に当たるものであると認められるため、実施機関は対象となる公文書を開示する義務はなく、個人情報開示請求却下処分は妥当である。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年12月10日 諮問（諮問個第101号）

平成28年 1月 8日 実施機関による理由説明書の提出

1月27日 異議申立人の意見書の提出

9月28日 審議（平成28年度第5回会議）

10月21日 審議（平成28年度第6回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）